

○大野市議会の個人情報保護に関する条例施行規程

令和5年3月27日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4

第1項第5号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障

害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（様

式第1号)を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17

条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人

が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（保有個人情報開示決定通知書等）

第12条 条例第24条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)とする。

(第三者保護に関する手続)

第15条 条例第27条第1項の通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項適用)(様式第8号)により行うものとする。

2 同条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第2項適用)(様式第9号)とする。

3 同条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第10号)とする。

4 議長は、同条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 同条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 同条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 同条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 同条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書(様式第11号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

種 別	開示の実施の方法
文書・図画の電磁的記	用紙に出力したもの、又は写しの閲覧若しくは交付

録	
その他の電磁的記録	用紙に出力したものの交付
	専用機器（開示をうける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
	光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 又は X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付（当該方法により開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

2 文書・図画に関する電磁的記録をその他の電磁的記録媒体に複製した物の交付が容易であるときは、前項の規定にかかわらず、当該複製した物の交付とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第 1 7 条 条例第 2 8 条第 3 項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行われなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第 2 4 条第 1 項の規定による通知があった場合において、保有個人情報開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 2 8 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

3 第 1 項に規定する書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第 1 2 号）とする。

(閲覧又は視聴の制限等)

第18条 議長は、保有個人情報記録されている文書の閲覧又は視聴をする者が当該文書又はその内容を汚損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報記録されている文書の写し等を交付するときの交付部数は当該文書1件につき1部とする。

(費用負担に係る額)

第19条 条例第30条ただし書の規定により請求者が負担する写しの作成に要する費用は、次のとおりとする。また、写しの送付に要する費用は、写しの郵送に要する実費とする。

種別	開示の実施の方法	作成に要する費用
文書又は図画	複写機により作成した写しの交付	白黒1枚につき10円 カラー1枚につき20円
	その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	白黒1枚につき10円 カラー1枚につき20円
	日本産業規格X0606に適合する直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円
	同X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円
その他	保有個人情報の複写について特別な対応を必要とするもの	複写に必要な実費

備考 複写機により作成した文書又は図画の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を1枚として、また、A3判を超える規格の用紙を用いたときはA3判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2 前項に規定する費用は、前納するものとする。

3 第1項に規定する費用は、納入通知書による納付とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第 20 条 条例第 32 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第 13 号）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第 21 条 条例第 34 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第 14 号）とする。

2 同条第 2 項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第 15 号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書）

第 22 条 条例第 35 条第 2 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 16 号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書）

第 23 条 条例第 36 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 17 号）とする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 24 条 条例第 37 条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第 18 号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第 25 条 条例第 39 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 19 号）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第 26 条 条例第 41 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 20 号）とする。

2 同条第 2 項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第 21 号）にする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第 27 条 条例第 42 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 22 号）のとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書）

第 28 条 条例第 43 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 23 号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第 29 条 条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、大野市情報公開・個人情報保

護・行政不服審査会諮問通知書（様式第24号）とする。

（裁決に基づく開示に係る通知）

第30条 条例第46条において準用する条例第27条第3項後段の規定による書面は、審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書（様式第25号）とする。

（施行の状況の公表）

第31条 条例第51条の規定による施行の実施状況の公表は、おおの議会だより及び市のホームページに登載して行うものとする。

（委任）

第32条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（大野市議会の所管に係る大野市個人情報保護条例の施行に関する規程の廃止）

第2条 大野市議会の所管に係る大野市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成16年議会告示第1号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「大野市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年告示第〇〇号）の施行後遅滞なく」とする。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	個人情報ファイル簿	第8条
様式第2号	保有個人情報開示請求書	第9条
様式第3号	保有個人情報開示決定通知書	第12条第1項第1号
様式第4号	保有個人情報一部開示決定通知書	第12条第1項第2号
様式第5号	保有個人情報不開示決定通知書	第12条第1項第3号
様式第6号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第7号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第8号	保有個人情報の開示に係る意見照会書 (条例第27条第1項適用)	第15条第1項
様式第9号	保有個人情報の開示に係る意見照会書 (条例第27条第2項適用)	第15条第2項
様式第10号	保有個人情報の開示に係る意見書	第15条第3項
様式第11号	保有個人情報を開示決定した旨の通知書	第15条第7項
様式第12号	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	第17条第3項
様式第13号	保有個人情報訂正請求書	第20条
様式第14号	保有個人情報訂正決定通知書	第21条第1項
様式第15号	保有個人情報不訂正決定通知書	第21条第2項
様式第16号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	第22条
様式第17号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	第23条
様式第18号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第24条
様式第19号	保有個人情報利用停止請求書	第25条

様式第20号	保有個人情報利用停止決定通知書	第26条第1項
様式第21号	保有個人情報利用不停止決定通知書	第26条第2項
様式第22号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	第27条
様式第23号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	第28条
様式第24号	大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会諮問通知書	第29条
様式第25号	審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書	第30条

様式第1号（第8条関係）

個人情報ファイル簿		
		年 月 日作成
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
1	ファイルの名称	
2	ファイルを取り扱う組織の名称	実施機関
		課・室名
3	ファイルの利用目的	
4	ファイル記録項目	
5	個人情報の範囲	
6	個人情報の件数	
7	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
8	調製頻度	
9	個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ）
10	個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ）
11	大野市議会の個人情報の保護に関する条例第17条第1項第8号 ^{*1} の規定により請求を受理する組織の名称及び所在地	組織の名称
		所在地
12	大野市議会の個人情報の保護に関する条例第17条第1項第9号 ^{*2} の該当の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
13	ファイルの処理	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 手作業処理
14	業務委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
15	備考	

*1 開示請求を受理する組織の名称および所在地

*2 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大野市議会議長 様

請求人 住所又は居所 _____
氏名 _____
連絡先(電話番号) _____

大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第19条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する 保有個人情報 （できるだけ具体的に 記入してください。）	
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送）
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（本人の委任による代理人）
本人の状況等 （代理人による開示請求の場合 のみ記入してください）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 法定代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 任意代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 _____ 内線 _____）
※ 備考	

注意 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

(1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）

(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前30日以内に発行されたもの）。

また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。

3 ※の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号

年 月 日

（開示請求者）様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第24条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	担当課窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
窓口における開示	日程： 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜日、祝日を除く)
開示を実施することができる日時及び場所	時間： 午前・午後 時 分 場所：
写しの交付による開示準備日数及び送付費用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 (送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額)
本件連絡先	大野市議会事務局 (電話番号 内線)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。

2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る注意1の書類を係員に提示し、又は提出してください。

3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、連絡してください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号

年 月 日

（開示請求者）様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり一部を開示することに決定したので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第24条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
窓口における開示開示を実施することができる日時及び場所	日程： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜日、祝日を除く） 時間：午前・午後 時 分 場所：
写しの交付による開示準備日数及び送付費用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 （送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額）
開示しない内容	
開示しない理由	個人情報保護法第78条第1項第 号該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。

2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る注意1の書類を係員に提示し、又は提出してください。

3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、連絡してください。

4 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

5 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から人差請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号

年 月 日

（開示請求者）様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第24条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	<input type="checkbox"/> _____ 法第81条及び第82条の規定により、 <input type="checkbox"/> 存否を明らかにするだけで開示したことになるため <input type="checkbox"/> 保有個人情報がない（不存在の）ため
※上記理由がなくなる日	年 月 日
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 _____ 内線 _____）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、大野市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第25条第2項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第26条第1項の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第26条第1項 を適用する理由	
保有個人情報の相当 部分について開示決定 を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
今回開示する 保有個人情報	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等を行 う期限	年 月 日まで
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書 （条例第27条第1項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

大野市議会議長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
意見書の提出先	大野市議会事務局（電話番号 内線）
意見書提出の期限	年 月 日
備考	

注意 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（条例第27条第2項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

大野市議会議長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
大野市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
意見書提出の期限	年 月 日
備考	

注意 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

大野市議会議長

様

住所又は居所 _____

氏名 _____
ふりがな

電話番号 _____

（内容の確認をする場合がありますので、
確実に連絡が取れる番号を記載してください）

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意見	1 開示されても支障がない
	2 開示されると支障がある (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
(上記の他に意見があればお書きください。)	

注意 1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2を○印で囲んだ場合には、(1) 支障がある部分欄及び(2) 支障がある理由欄も記載してください。

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

大野市議会議長

あなた（貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 2 号）第 2 7 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

様式第12号（第17条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

大野市議会議長 様

住所又は居所 _____

氏名 ふりがな _____

電話番号 _____

大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： _____

日 付： _____ 年 月 日

2 求める開示の実施方法（ご希望の□にチェックしてください。例「■」「☑」）

担当課窓口における開示を希望

（1）開示の方法について

閲覧、聴取又は視聴

光ディスク

紙（ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）

CD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナーによる複製物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）

（2）窓口での開示の実施を希望する日

_____ 年 月 日 午前・午後

写しの送付による開示を希望

3 その他

[_____]

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大野市議会議長 様

住所又は居所 _____

氏名 _____

連絡先(電話番号) _____

大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号 _____ 日付 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 法定代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 任意代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 本件連絡先	大野市議会事務局 (電話番号 _____ 内線 _____)
※ 備考	

注意 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

(1)訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等

(2)本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券等）

(3)法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前30日以内に発行されたもの）。また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。

3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※の欄は、記入しないでください。

5 訂正請求は、条例第31条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければなりません。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定する内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第34条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

訂正請求のあった保有 個人情報の内容等	
訂正しない理由	
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第35条第1項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

様式第 17 号（第 23 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 12 号）第 36 条第 1 項の規定により、相当の期限内に訂正決定等を行いますので次のとおり通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第 35 条第 1 項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第 36 条第 1 項の 規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長）様

大野市議会議長

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大野市議会議長 様

住所又は居所 _____

氏名 _____

連絡先（電話番号） _____

大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号 _____ 日付 年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (本人の委任による代理人)
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 法定代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 任意代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 本件連絡先	大野市議会事務局 (電話番号 _____ 内線 _____)
※ 備考	

注意 1 のある欄には、該当する 内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

2 利用停止請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

(1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券等）

(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等 請求の日前30日以内に発行されたもの）。また、任意代理人が請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、依頼人が作成した自筆による委任状。

3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※の欄は、記入しないでください。

5 利用停止請求は、条例第38条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者）様

大野市議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	（利用停止内容） （利用停止理由）
利用停止(予定)年月日	年 月 日
本 件 連 絡 先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号

年 月 日

（利用停止請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 2 号）第 4 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
本 件 連 絡 先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
この決定に不服が ある場合の救済方法	<p>1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大野市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は、大野市議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 2 号）第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第 4 2 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

大野市議会議長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 2 号）第 4 3 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
条例第 4 2 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第 4 3 条第 1 項の 規定を適用する理由	
利用停止決定等を する 期 限	年 月 日まで
本 件 連 絡 先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備 考	

様式第24号（第29条関係）

大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会諮問通知書

（審査請求人等）様

大野市議会議長

あなたからの審査請求について、次のとおり大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に諮問しましたので、大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第45条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象 となった決定	年 月 日 第 号
	（決定の内容）
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	

様式第25号（第30条関係）

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書

第 号
年 月 日

様

大野市議会議長

あなた（貴団体）に対する情報が含まれた、個人情報の開示請求に係る開示決定等について、 年 月 日付で提起のありました審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示決定の内容	年 月 日付 第 号
開示をすることとした理由	
開示をする日	年 月 日
本件連絡先	大野市議会事務局（電話番号 内線 ）
備考	